

USTR、2019年版スペシャル301条報告書を公表

2019年4月25日
JETRO NY 知的財産部
柳澤、笠原

米国通商代表部（USTR）は4月25日、2019年版スペシャル301条報告書¹を公表した。

当該報告書は1974年米国通商法182条に基づき、知的財産権保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定するもので、警戒レベルには「優先監視国（Priority Watch List）」、「監視国（Watch List.）」の2段階がある。USTRは、11か国を「優先監視国」として特定し、25か国を「監視国」として特定した。

また、USTRは今後数週間以内に、優先監視国として何年にもわたってリストに掲載された国についてのレビューを行うとし、米国の懸念に対し対処を行わない場合には、スペシャル301条に基づく執行措置またはWTO紛争解決手続を行うとした。

【優先監視国】

中国、インドネシア、インド、アルジェリア、クウェート、サウジアラビア、ロシア、ウクライナ、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ

【監視国】

タイ、ベトナム、パキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、エジプト、レバノン、アラブ首長国連邦、ギリシャ、ルーマニア、スイス、トルコ、バルバトス、ボリビア、ブラジル、カナダ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、グアテマラ、ジャマイカ、メキシコ、パラグアイ、ペルー

（以上）

¹ https://ustr.gov/sites/default/files/2019_Special_301_Report.pdf